

会 議 録

会 議 名	令和4年度第3回野田市コミュニティバス等対策審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 会長及び副会長の選出について（公開） 2 会議の公開について（公開） 3 コミュニティバス新運行計画の策定について（諮問）（一部公開）
日 時	令和5年3月30日（木） 午前10時00分から午前11時30分まで
場 所	市役所低層棟4階 委員会室
出席者氏名	<p>【委員】</p> <p>会 長 寺部 慎太郎 副会長 川島 信良 小野田 達男、小俣 文宣、長田 宣義、有賀 ヒメ子、小出 稔之、 染谷 則夫、大塚 雅広</p> <p>【事務局】</p> <p>今村 繁(副市長)、生嶋 浩幸(企画財政部長)、 中村 正則(企画調整課長)、池田 文彦(企画調整課長補佐)、 横川 晴昭(企画調整課企画調整係長)、 花立 巖(企画調整課企画調整係主査)、 中里 優也(企画調整課企画調整係主事)、 内海 孝幸(市政推進室主幹)、酒井 礼将(PR推進室副主幹)、 原田 陽子(障がい者支援課長補佐)、山口 忠司(高齢者支援課長)</p> <p>【関係者】</p> <p>日向野 茂、麓 国広(株式会社国際開発コンサルタンツ)</p>
欠席委員氏名	澤田 岳典
傍 聴 者	1名
非公開の事由	議題（3）「コミュニティバス新運行計画の策定について」のうち、「各ルートの見直し方針の新ルート案」についての審議は、率直な意見の交換が損なわれるおそれ、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
議 事	令和4年度第3回野田市コミュニティバス等対策審議会の会議結果（概

要) は、次のとおりである。

1 開会

企画調整課長 開会を宣言する。

企画調整課長 会議の公開について、本審議会は、市民の間に混乱を生じさせるおそれなど一定の条件がある場合には、委員に諮った上で非公開とするが、原則、公開とすることを報告する。

企画調整課長 審議会条例第7条の規定に基づき、審議に係る事業者（株式会社国際開発コンサルティング担当者）が出席していることを報告する。

2 市長挨拶

<挨拶>

3 委員の紹介

<名簿順に紹介>

4 議事

企画調整課長 本日の会議は、委員数10名のところ9名が出席し、委員の半数以上が出席しているので、審議会条例第6条第2項により、成立していることを報告する。

議題（1）会長及び副会長の選出について（公開）

企画調整課長 委員再任後最初の会議となるため、会長、副会長が不在となっていることから、会長が選出されるまで、市長に仮議長を務めていただく。

仮議長 会長選出については、審議会条例第5条第1項により、委員の互選によることとなっているが、その方法について諮る。

小野田委員 指名推薦はいかがか。

仮議長 指名推薦との意見があったが、異議はないか。

全委員 異議なし。

仮議長 異議なしのため、指名推薦により選出する。推薦をお願いする。

小野田委員 これまで審議会会長を務め、今後もまめバスの見直しに向けて継続して審議するため、引き続き、会長を寺部委員にお願いしてはどうか。

仮議長 会長に寺部委員を推薦する発言があったが、他にあるか。

全委員 なし。

仮議長 他に推薦がないため、会長を寺部委員に決定することに異議はないか。

全委員 異議なし。

仮議長 会長が決定したので、これをもって仮議長の任を解く。

<会長挨拶>

企画調整課長 議事については、審議会条例第6条第1項により、会長が議長を務めることとなっているため、寺部会長に議長をお願いする。

寺部会長 副会長の選出については、審議会条例第5条第1項により、委員の互選によることとなっているが、その方法について諮る。

染谷委員 指名推薦はどうか。

寺部会長 指名推薦との意見があったが、異議はないか。

全委員 異議なし。

寺部会長 異議なしのため、指名推薦により選出する。推薦をお願いする。

染谷委員 副会長は、これまで審議会副会長を務め、今後もまめバスの見直しに向けて継続して審議するため、引き続き、社会福祉協議会の川島委員にお願いしてはどうか。

寺部会長 副会長に川島委員を推薦する発言があったが、他にあるか。

全委員 なし。

寺部会長 他に推薦がないため、副会長を川島委員に決定することに異議はないか。

全委員 異議なし。

<副会長挨拶>

議題（2）会議の公開について（公開）

寺部会長 「会議の公開について」事務局に説明をお願いする。

<事務局説明>

- ・ 議題（3）において、「コミュニティバス新運行計画の策定について」の諮問を予定しており、諮問後に、全体的な「コミュニティバスのルート見直し方針」と、個別の「各ルートの見直し方針の新ルート案」についての審議を行うこと。
- ・ 「各ルートの見直し方針の新ルート案」については、具体的なルートの設定についての意見を委員から頂くため、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることを考慮し、審議を非公開で進めていただきたいと考えていること。

寺部会長 ルートの見直しについては、大変デリケートな部分であり、公開することで委員からの率直な意見の交換が損なわれるおそれがあり、また、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、「諮問」、全体的な「コミュニティバスのルート見直し方針」については公開により審議し、個別の「各ルートの見直し方針の新ルート案」については非公開により、それぞれ分けて審議することに意見はあるか。

全委員 異議なし。

寺部会長 会議資料及び会議録の取扱いについて、事務局に説明をお願いする。

<事務局説明>

- ・会議資料については、公開で審議する「諮問」、全体的な「コミュニティバスのルート見直し方針」に係る会議資料を、「市役所」と「いちいのホール」の行政資料コーナー及びホームページで閲覧できるようにする。
- ・会議録については、全ての会議内容について作成するが、非公開で審議する個別の「各ルートの見直し方針の新ルート案」に係る内容については、議事の内容を除き、非公開の事由を記録した会議録を閲覧できるようにする。

寺部会長 傍聴希望者が1名おり、傍聴を許可していることを報告する。

議題（3）コミュニティバス新運行計画の策定について（諮問）（一部公開）

寺部会長 「コミュニティバス新運行計画の策定について」事務局に説明をお願いする。

<事務局説明>

- ・現在運行しているコミュニティバスは、バスの遅延を防止するため、旧北と旧南ルートの分割、土日祝日の運行実施、商業施設や駅などへアクセスする便の増便など、運行ルートとダイヤの大幅な見直しを行い、平成31年4月に新たなコンセプトにより、新運行を開始し、更に令和3年7月に関宿方面から市役所方面への乗り継ぎ時間を短縮するためダイヤを改正したこと。
- ・まめバス運行に対しては、乗降場所や利用目的、利用時間など個々人の利用方法があることから、増便やルートの見直しなど様々な意見、要望を全市域から頂いており、より多くの市民が利用しやすい運行が求められていること。
- ・高齢化が進む中で、市民の足として利用しやすい運行ルート及びダイヤとするため、交通不便地域対策の面から、コミュニティバス以外の代替交通も含めた市全体の地域公共交通を再編する必要があること。
- ・将来にわたって持続可能なコミュニティバスとするため、令和6年の新運行計画を策定したいと考え、委員の意見を求めたく諮問すること。

寺部会長 これより、市長から諮問を受ける。

市長 野田市コミュニティバス等対策審議会条例第2条の規定に基づき、諮問趣旨のとおり、コ

コミュニティバス新運行計画の策定について諮問する。

寺部会長 ただ今、市長から諮問を受け、各委員に諮問書の写しを配付したので、確認をお願いします。

寺部会長 市長は、公務の都合により退席する。

寺部会長 「コミュニティバスのルート見直し方針」について、事務局に説明をお願いします。

<事務局説明>

- ・ 現行のコミュニティバス運行事業を整理すると、「基礎調査からのまとめ」については、利用実態からまとめた、まめバスの効果的な運行ルート等の設定のための課題を挙げているが、主に、利用時間が合わない、便数が少ないなどの市民意見を踏まえた、ルートの短縮及び増便による運行、まめバスの再編により交通空白となった地域を補完するための新たな代替交通の導入、限られた財政の中で代替交通と合わせて幅広いサービスを維持するための運賃の見直し、まめバスの行き先やダイヤなど、分かりやすい運行情報の提供が必要であること。
- ・ 「審議会における意見」については、基礎調査結果や野田市の現状を受けて出された意見の内容となるが、利用しやすいダイヤの設定や所要時間が短い運行をするための、ルートの短縮及び増便による運行、運行経費の採算性を図るためには、利用が見込める地域を見極めること、運行経費が増えているため、運賃改定を行い支出を抑えること、限られた財政の中で、まめバス運行区域の見直しとともに、交通不便地域対策として、代替交通導入手法の調整が急務であり、デマンド交通等の担い手となる事業者との十分な検討が必要であること。
- ・ 「交通事業者の現状からみる代替交通の運行」については、デマンド交通を担うとされている市内のタクシー事業者が、2者に減少し、タクシーが利用しにくい状況であり、運転士不足や費用面など多くの課題が山積し、さらに、他の事業者の参入も困難であることから、デマンド交通を市に導入するのに時間を要する状況となっていること。
- ・ バス事業者については、運転士不足が深刻である中、法改正により運転士の運転時間や休息時間の確保が制限され、運転士の途中交代が難しいなどの状況にあり、運行事業者の労働条件の範囲でのまめバス運行になること。
- ・ 市内を運行している企業の送迎バスの活用については、運行費用面で大きな負担がなく運行を開始するまでに期間を要しないため、デイサービス送迎車両を空き時間に活用する運行や病院送迎バスの定期ルートに合わせた混乗による運行が効果的であること。

- ・以上のことから、「次期運行計画におけるコミュニティバスルート見直し方針」については、まず、「ルート見直しの基本方針」として、代替交通については、予定していたデマンド交通等の導入が現状では難しく、まめバスの現行ルートを抜本的に見直すことができないため、現行のルートを基本として最小限の見直しにとどめ、ダイヤの組み換えによる利便性の向上を主として再編すること。
- ・次に、まめバスの再編に合わせて、「代替交通導入の整理」が必要となるが、代替交通の担い手の深刻な運転士不足の状況から、タクシー事業者によるデマンド交通等の導入は時間を要するため、他市の事例も調査研究しながら、市全体のデマンド交通等の導入について精査すること。
- ・デマンド交通等の導入について精査するため、まずは、代替交通として、デイサービス送迎車両、病院送迎バスの運行から始め、一般タクシーやその他の車両によるデマンド交通運行の導入が整理された時点で、まめバスのルートを更に見直すこと。
- ・今回は、ルートについての審議となるため、運賃やダイヤについては審議しないが、運賃については、代替交通導入時に合わせて、まめバス運賃、デマンド交通運賃のバランスをとりながら見直し、ダイヤについては、朝晩や利用が見込めない時間帯の調整や駅などの乗り継ぎの改善など、より効率的なダイヤの見直しを行うことについて、次回、審議を予定していること。

<質疑>

大塚委員 タクシー事業者が2社に減少したという説明があるが、事務局は、市内に個人タクシー事業者が1社あることは把握しているのか。

企画調整課長 把握している。

<意見>

染谷委員 代替交通について、タクシーの運転士が不足しているという説明があったが、タクシーの運転資格を取るための補助、シルバー人材の活用、運行していない車両の活用等タクシー事業者への支援策を検討すべきだと思う。

小俣委員 境町では無人バスの運行を実施しているが、そういったものも含めた様々な運行方法を視野に入れて今後代替交通について検討すべきである。

大塚委員 事業者が介入し、住民どうして輸送を行っている事例を参考にしながら、住民が住民を支える地域輸送の仕組みを条例等を制定して作る必要がある。

寺部会長 自家用車両により燃料費だけを利用者からもらう運行方法か。

大塚委員 そのとおりである。謝礼はその町で発行している商品券である。

長田委員 例えば、市が所有しているバスの活用はできないのか。

企画調整課長 利用が多いため、代替交通としての活用は難しい。

川島委員 住民が住民を支えるという視点で考えるなら、行政が地域に車両を預ける事例もあるので、参考にすべきと思う。

寺部会長 イベントを行うなど利用促進の施策についても、見直し方針に加えて考えてほしい。

寺部会長 事務局の説明のとおり、代替交通については、予定していたデマンド交通等の導入が現状では困難であるため、まめバスの現行ルートを大幅に見直すことができず、ルートは現行のルートの基本として最小限の見直しにとどめざるを得ないと思う。そのため、代替交通は運行できるものから始め、デマンド交通等の導入が整理された時点で、まめバスのルートをもっと見直していくことが必要である。「コミュニティバスのルート見直し方針」については、事務局案のとおり、現行のルートをもっと見直しにするものにしたと思うがいかがか。

各委員 異議なし。

寺部会長 「コミュニティバスのルート見直し方針」については、事務局案のとおりとし、代替交通の在り方については、様々なやり方があるので、今後は、更に情報収集し、審議していく。

寺部会長 「各ルートの見直し方針の新ルート案」の審議については、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。

5 その他

事務局 次回の審議会は、令和5年5月の開催を予定している。

6 閉会

寺部会長 令和4年度第3回野田市コミュニティバス等対策審議会を閉会する。